

# 平成27年 死亡災害の概要

神 奈 川 労 働 局  
確 定 版

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 11時頃	その他の事業 1～9名	建築物、構築物  墜落、転落	測量の準備作業のため雑草の刈り払いを擁壁上で行っている際に、4.8m下の道路上に墜落したものを。
2	1月 18時頃	港湾運送業 1～9名	移動式クレーン  はさまれ、巻き込まれ	移動式クレーンを使用して、本船にスクラップを積込む作業中に、トラック用マーカーを当該移動式クレーンに積込もうとして近づいた際、回転していた上部旋回体のカウンターウェイトとクレーン車体の間に頭部をはさまれたもの。
3	1月 12時頃	土木工事業 1～9名	掘削用機械  はさまれ、巻き込まれ	公園整備工事において、クローラー式ドラグショベル（機体重量2.26t）によりスロープの修繕作業を行っていた。傾斜角7°のスロープ上に仮置きされた厚さ19cmのコンクリートガラ上を登り方向に通過しようとした際、真後ろに転倒して後方で作業をしていた被災者がドラグショベルと地面に挟まれたもの。
4	1月 1時頃	映画・演劇業 1～9名	建築物、構築物  墜落、転落	舞台装置の撤去作業中に、可動式客席が格納されるピット内（深さ約2.5m）で倒れている被災者が発見されたもの。事故後、病院で療養中であったが約2週間後に死亡した。
5	2月 7時頃	土木工事業 1～9名	階段、棧橋  おぼれ	川の護岸改修工事において、クレーンオペレーターが岸から約10m離れた位置に係留していたクレーン船に移動する際に、クレーン船と岸との間の浮棧橋から川に転落した。
6	2月 11時頃	ビルメンテナンス業 1～9名	屋根、はり、もや、けた、合掌  墜落、転落	中学校体育館の屋根周囲の雨水排水管の排水口に堆積した落葉等の清掃作業中に、屋根から約11m下の公道上に墜落した。

7	2月 11時頃	建築工事業 1～9名	建築物、構築物  墜落、転落	戸建住宅の解体工事において3階から内装ボード(1枚5キロ程度)を地上のコンテナボックスに落とし入れていた際、地上まで6.14m墜落したものの。
8	3月 13時頃	その他の事業 10～29名	その他の動力クレーン  はさまれ、巻き込まれ	倉庫内で火災報知器の法定点検作業中にクレーンと製品棚との間に挟まれたもの。
9	3月 16時頃	その他の事業 300名～	はしご等  墜落、転落	火災報知器の交換作業中に梯子から墜落したものの。
10	2月 12時頃	卸売業 10～29名	立木等  激突	スキー場での販売イベントの手伝いとして出張し、スキー場の下見のためスキーで移動中に立木に激突したものの。
11	3月 16時頃	建築工事業 1～9名	足場  墜落、転落	戸建住宅改修工事現場において、軒裏の天井の補修作業中に一側足場の二層目から地上まで約4.3m墜落したものの。安全帯の使用なし。
12	4月 3時頃	清掃・と畜業 10～29名	その他の一般動力機械  はさまれ、巻き込まれ	木材の破砕機の清掃中、破砕機上部のピンチローラーと下部のローラーコンベアのすき間に入って木屑の取り除き作業を行っていたところ、上部ピンチローラーが自重で下降し、ローラーコンベアとのすき間に挟まれたもの。ライン全体のブレーカーを落としていたが、ピンチローラーの油圧バルブが閉鎖されず、下降防止のロックピンの差し込みもなかった。
13	5月 9時頃	農業 1～9名	立木等  墜落、転落	シイガシの木を剪定中、足場に使っていた枝が突然折れ、約6m墜落した。安全帯の使用なし。

14	4月 18時頃	建築工事業 10～29名	トラック  交通事故(道路)	建設現場から2tダンプトラックにて帰社途中、東名高速においてスリップして道路左側のガードレールに衝突した。
15	5月 8時頃	建築工事業 1～9名	屋根、はり、もや、けた、合掌  墜落、転落	民家駐車場の屋根材を張り替える等の改修工事において、作業手順等を決定するため屋根梁上にしゃがんでいた被災者がバランスを崩してしりもちをついた際に手で屋根材を破損して、3.5m下のコンクリート上に墜落し、約2週間後に収容先の病院にて死亡した。
16	6月 11時頃	卸売業 10～29名	移動式クレーン  激突され	トラックにて納品された荷の荷卸し作業を重機2台を使用して作業中に、トラック荷台の上にいる被災者に重機が激突した。
17	7月 9時頃	建築工事業 10～29名	足場  墜落、転落	足場解体作業中に、高さ16mの足場上から墜落した。親綱は張られており安全帯を着用していたが、使用していなかった。
18	7月 15時頃	金属製品製造業 1～9名	屋根、はり、もや、けた、合掌  墜落、転落	天井クレーンの修繕のため、社屋の梁及び筋かいをよじ登って作業しようとしたところ、高さ約4mから墜落した。
19	8月 10時頃	その他の建設業 1～9名	移動式クレーン  激突され	道路照明ポール(長さ9.5m、重量170kg)を撤去するためトラッククレーン(つり上げ荷重2.9t)で吊り、アンカー部を着地させた後、先端部を下ろそうとした際に、ポールの向きを調整しようとしたところ、ポールが動いて、ポールとトラッククレーンの荷台のあおりの間に胸部をはさまれた。
20	9月 14時頃	小売業 100～299名	開口部  墜落、転落	1階バックヤードの非常用はしご室に立ち入り、棚板を格納する作業中に開口部(0.71m×0.42m)から4.47m下の地下1階に墜落した。

21	10月 13時頃	道路貨物運送業 50～99名	トラック  交通事故(道路)	大型タンクローリーでガソリン等を運搬中、高速道路インターチェンジの料金所から本線に合流する緩やかな上り坂の左カーブで右側のガードレールに衝突して横転した。
22	10月 14時頃	港湾運送業 10～29名	有害物等との接触  異常環境等	開放検査終了後のタンクにヘキシルグリコールを入れる作業において、品質確保のため窒素を注入して酸素濃度を0.5%以下としていた。被災者は12時半ころタンク上部において一人で酸素濃度測定を行っていた。
23	10月 13時頃	道路貨物運送業 10～29名	クレーン  激突	トラックの荷台に金属製製品を4段に積み込む作業が終了し、固縛するため被災者が荷台に上がっていた。天井クレーンの操作者が床上で操作して走行させたところ、クレーンの一部が製品に接触して最上段の製品が落下し、被災者も床まで落ちた。
24	10月 16時頃	土木工事業 1～9名	玉掛用具  激突され	道路補修工事において、ドラグショベルのバケットに先端がコの字状のつり上げ器具を取り付けて敷鉄板(1.5×3.0m、重量約700kg)を吊り上げた際、吊り上げ器具から鉄板が外れて、吊荷を押さえていた作業員に倒れ掛かり、大腿部を挟まれ死亡した。
25	10月 10時頃	陸上貨物取扱業 10～29名	トラック  はさまれ、巻き込まれ	コンテナトレーラーを後退させ作業台へ接続する作業を行う際、被災者がトレーラーと作業台にはさまれたもの。
26	10月 4時頃	道路貨物運送業 30～49名	トラック  はさまれ、巻き込まれ	配送終了後、トラック後方の観音扉を閉める際に、停車させていたトラックが動き出し近くに停車していたトレーラーの連結部分に衝突した。その時、トラックのドアが閉まり、降車あるいは乗車しようとしていた被災者がドアと運転席にはさまれたもの。
27	12月 13時頃	電機機械器具製造業 300名～	その他の装置、設備  破裂	タービン発電機の固定子枠の加圧検査の結果、固定子枠の蓋からの空気漏れが判明したため、被災者ほか1名が昇降機により蓋の近くまで上昇し、パッキング手直しのため他の労働者が蓋を外している途中で蓋が飛んで被災者の顔面に当たり、その反動で高さ約3.3mの昇降機から床面に墜落した。

28	5月 22時頃	教育・研究業 300名～	乗用車、バス、 バイク  交通事故(道路)	出張先での業務終了後、社有車で帰社途中、東名高速道路の路肩に社有車を停車させ車外に出ている時に、走行車線を走行してきたトラックに轢かれた。車外に出た理由は不明であるが、タイヤの空気圧異常の表示が出ていた。12月に労災支給決定された。
29	12月 10時頃	農業 1～9名	立木等  墜落、転落	マンション敷地内の立木の剪定作業中に乗っていた枝が折れ、高さ約6mから墜落した。
30	12月 8時頃	清掃・と畜業 1～9名	起因物なし  転倒	作業開始前の清掃業務に従事していた被災者が倉庫内で頭から出血して倒れているのを発見され、搬送先の病院で事故から6日後に死亡。転倒して頭部を打ったものと推定される。
31	12月 8時頃	電機機械器具製造業 100～299名	トラック  交通事故(道路)	社有車(トラック)に荷を積み、事業場から出張先へ向かう途中、高速道路のインターチェンジの出口方向へ走行中、左カーブを曲がりきれず、側壁に衝突してトラックが横転した。
32	4月 8時頃	一般機械器具製造業 30～49名	起因物なし  その他	出勤直後、事業場の更衣室で着替え中に倒れ、搬送先の病院で死亡した。 過重労働による基礎疾患の増悪として労災認定された。
33	7月 10時頃	小売業 10～29名	起因物なし  その他	納品先前に駐車していた営業車の運転席で痙攣したいた被災者が発見され、病院に搬送されたが死亡したもの。 過重業務が誘因となったとして労災認定された。
34	7月 15時頃	建築工事業 1～9名	分類不能  分類不能	配管増設工事において、体調不良により休憩中に様子がおかしくなったため病院に搬送されたが、翌日死亡した。 体調不良の原因等が不明のため調査中であつたが、3月に労災認定された。

35	7月 15時頃	道路貨物運送業  1～9名	起因物なし  その他	海上コンテナトラックを運転して仕事現場に来ることになっていた被災者が現れないため探していたところ、東京都内で当該車両の車内で死亡していた被災者が発見された。 長時間労働による身体的負荷が、持病に 関与したとして労災認定された。
36	2月 0時頃	その他の事業  0名(廃止)	起因物なし  その他	自宅で倒れているところを訪問した上司が発見したもの。 過重業務として労災認定された。